

非営利団体*¹ 各位 御中

ご提案

非営利団体の資金負担なしに(A)太陽光発電設備(=独立電源)を設置し、
(B)省エネ設備を設置し、(C)電気代を削減し、(D)環境教育教材を開発するスキーム

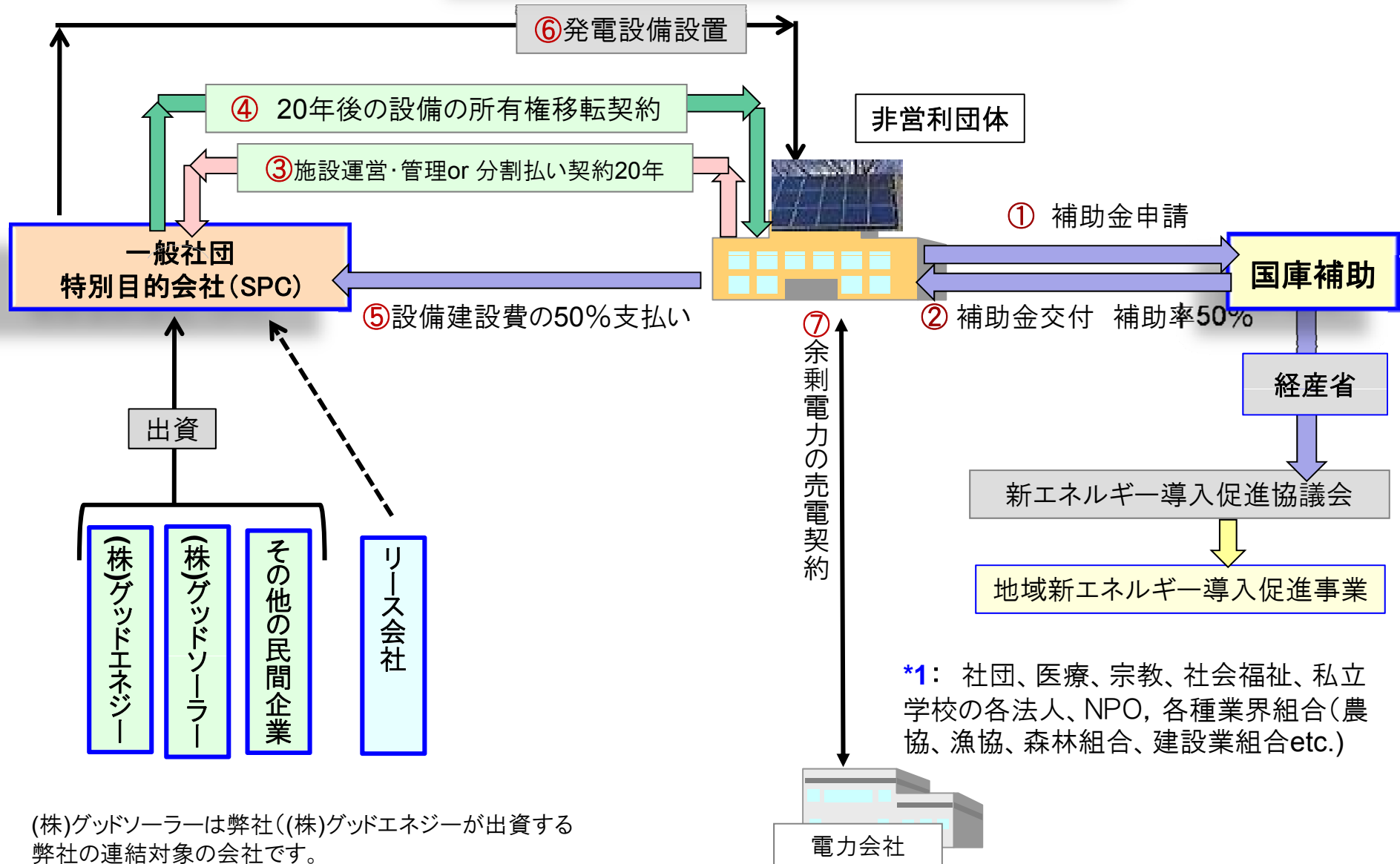


(株)グッドエネジー

*¹: 社団、医療、宗教、社会福祉、私立学校の各法人、NPO, 各種業界組合(農協、漁協、森林組合、建設業組合etc.)

設備導入時

非営利団体*1における太陽光発電事業

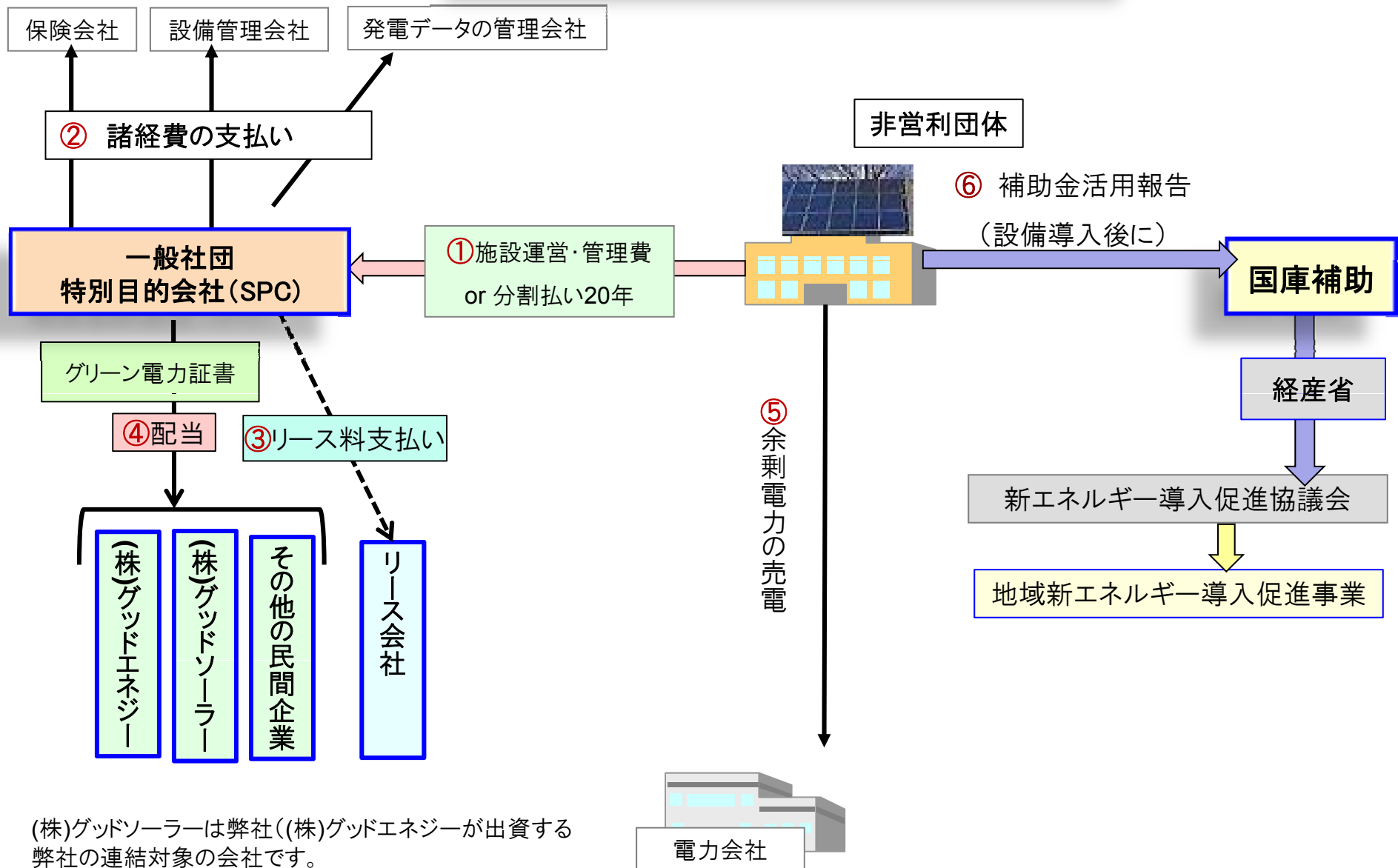


(株)グッドソーラーは弊社((株)グッドエネジーが出資する弊社の連結対象の会社です。

*1: 社団、医療、宗教、社会福祉、私立学校の各法人、NPO、各種業界組合(農協、漁協、森林組合、建設業組合etc.)

発電事業期間において

非営利団体*1における太陽光発電事業



(株)グッドソーラーは弊社((株)グッドエネジーが出資する弊社の連結対象の会社です。

本提案の背景（スキーム図を参照）

A

経産省の補助制度と民間資金で非営利団体に対する太陽光パネルの設置普及を加速

- ・非営利団体が太陽光発電パネルを設置する場合、経産省が建設費の50%を補助する。
- ・建設費の残り50%を弊社(または弊社の関連会社)が資金提供し、非営利団体による太陽光普及を支援。
- ・補助金の募集期間に制限あり: 第一回目: 毎年4月中旬---5月末、第二回目: 毎年7月末---8月末

B

建設費の5割を入口で頂戴し、弊社を含む民間企業が発電設備を建設し残金は20年分割で受領

- ・SPCか一般社団を設立し、このSPCに弊社を含む民間の資金(出資、リース)を導入して売電事業を行う。
- ・民間の資金と今回の補助金を合算させて非営利団体の屋根に太陽光パネルを設置し学校が発電を行う。
- ・スタート時に設備価額の50%を非営利団体がSPCに支払ってもらい、SPCが発電設備を設置。残金は分割払いまたは業務委託費用とする。
- ・分割払い金額or 発電業務委託費は当該非営利団体が現在、電力会社に支払っている基本料金込みの電気代と同等程度(最低19円/kwh) x 年間の発電量とする。

C

SPCは経費を支払い残りを民間企業に分配、グリーン電力証書分は民間が取得

- ・グリーン電力証書分の価値は採算割れを防ぐためSPCが取得。売却して収益に加算する。

D

20年の分割払い期間が終了した時点で発電設備をSPCが学校に無償譲渡

- ・太陽光によるCO2削減分をパソコンで常時計測し学校にて排出権を「見える化」←環境教育教材に活用

本提案における非営利団体側のメリット

A

非営利団体の資金負担無しで太陽光パネル＝独立電源を屋上に設置

・経産省が非営利団体に確保した太陽光パネルの設置予算枠を有効活用できる。

B

電力会社との契約電力量を削減し、基本料金 & 電気代総額を削減

- ・電力会社に非営利団体が支払う毎月の電気代は基本料金と従量料金の2本立てである。
- ・このうち、前者は過去1年間で最大の電力使用をした月(おそらく前年の8月)の電力消費量で決定される。
- ・非営利団体は自前の発電設備である太陽光設備を設置して、電力会社から電力を購入する量を削減できる。
- ・これによって電力会社に支払う基本料金を削減可能となり、電気代の総額の削減を実現できる。